合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社小松と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目二番一号

エー・ビー・フォー・エー・ワン株式会社

代表取締役　田辺　憲正

限定承認公告

本籍東京都府中市四谷三丁目六四番地の一〇五、最後の住所東京都調布市飛田給二丁目三三番地一朝日プラザ西調布三〇四

被相続人　亡　吉田　貞利

右被相続人は平成二十六年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年三月三十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十三日

東京都日野市旭が丘五―二〇―三　三〇二号

相続財産管理人　泉　佳世

限定承認公告

本籍神奈川県逗子市沼間一丁目一五〇番地、最後の住所岩手県一関市赤荻字松木七四番地四

被相続人　亡　菊地　和義

右被相続人は平成二十六年十月十日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十三日盛岡家庭裁判所一関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十三日

神奈川県逗子市山の根一丁目三番二〇号

相続財産管理人　大川由美子

限定承認公告

本籍熊本県人吉市下青井町三六七番地、最後の住所熊本県人吉市願成寺町一二四二番地四

被相続人　亡　松延　義續

右被相続人は平成二十七年一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十五日熊本家庭裁判所人吉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十三日

熊本県熊本市北区高平一丁目二〇―一七

限定承認者　犬童　孝子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十三日

茨城県水戸市南町二丁目四番三号

香陵住販株式会社

代表取締役　薄井　宗明

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十七億五百万円減少し、二百五十三万千八百二十円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年五月十四日です。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＢＣＷインベストメンツ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億七千五十万口を消却して二十五万三千百八十二口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月十四日までに当社にご提出ください。

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＢＣＷインベストメンツ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を六億四千二百万円減少し、百七十九万一千円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年五月十四日です。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

Ｕｅｎｏ　Ｈｏｔｅｌ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六十四万二千口を消却して一千七百九十一口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月十四日までに当社にご提出ください。

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

Ｕｅｎｏ　Ｈｏｔｅｌ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年三月三十一日（号外第七十三号）国家公安委員会規則第八号（国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則）の一部を改正する規則）（原稿誤り）				
一六六	上	一二～一四	（ただし、極秘文書の秘密期間は、五年を超えない範囲内の期間とする。以下「秘密期間」という。）を定めなければならない。	（以下「秘密期間」という。）を定めなければならない。ただし、極秘文書の秘密期間は、五年を超えない範囲内の期間とする。
〃		一五	前項の秘密期間	秘密期間
平成二十七年二月二十七日（号外第四十二号）文部科学省告示第二十九号（学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
六十一ページ表中				

誤	正
開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の5月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の6月30日まで

は

誤	正
「準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更（第9条第2項及び第3項）	「準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更（第9条第2項及び第3項）
開設年度の前年度の6月30日まで	開設年度の前年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで
」	」

の誤り。

六十三ページ表中

誤	正
「準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更（第9条第2項及び第3項）	「準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更（第9条第2項及び第3項）
開設年度の前年度の6月30日まで	開設年度の前年度の6月30日まで
開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで
」	」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月九日付特第一三号二ページ●日付第八四号四八ページ●

Ｉジ●同月十日付特第一四号一〇四ページ●同月十三同日付政府調達第六九号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）